



総務県民生活委員会 視察

スポーツ科学の最先端の 取り組みについて



5月28日、愛知県豊田市にある中京大学豊田キャンパスのスポーツ施設を視察しました。20を超えるスポーツ施設の他に、バイオメカニクス実験室など最先端の設備を整え、多くのオリンピックやアスリートが輩出しています。

スポーツ科学の最先端の取り組みは、本県におけるスポーツの振興施策の参考になりました。

新築岐阜県庁舎にて庁舎 のあり方を考える



岐阜県庁の展望ロビーにて

昨年完成したばかりの岐阜県庁舎を5月29日に視察しました。仕切りのないオープンフロア、最新のビルエネルギー管理システムやセキュリティゲートを備えているほか、県民ホールやギャラリー、展望ロビー等、地域の魅力発信の機能を有していました。

本県庁舎も築70年を越え再整備が課題となっており、県庁舎のあり方を多角的・複合的な視点で検討するための良い参考になりました。

埼玉県議会議員
長峰秀和 県政調査事務所

〒350-2203 鶴ヶ島市上広谷 598
TEL : 049-285-3342 FAX : 049-285-3389 <https://n-hidekazu.jp/>



ガーデンパーク グランドオープン



オープニングセレモニーにてテープカットの様子。

鶴ヶ島市と鉄道模型メーカー(株)関水金属の協力のもと、6月9日にガーデンパークがグランドオープンしました。全国で走っていた軽便鉄道(小型の鉄道車両)が展示され、また鉄道発祥のイギリス庭園をイメージした庭の中を線路が整備されています。

これからイベントも予定されています。鶴ヶ島駅から商店街を散策しながら遊びに来られる距離です。ぜひお立ち寄りください。

高齢ドライバー講習施設が完成



70歳以上の高齢ドライバーが運転免許を更新するための施設「岩槻高齢者講習センター」が5月27日に供用を開始しました。都道府県警が高齢者に特化した講習施設を設けるのは全国で初めての取り組みです。

現在、高齢者講習・認知機能検査ともに、待ち日数はそれぞれ平均約30日。今後も70歳以上の免許保有者は増加が見込まれており、将来にわたり安定した受け入れ体制を確保することが目的です。1日最大120人、年間約3万2千人の高齢者講習と、1日最大180人、年間約4万3千人の認知機能検査を受け入れます。また安全運転相談室も設置され、病気や身体の障害などで運転に不安を持つ本人やその家族の相談にも対応します。さらに、「社会参加・健康づくり事業」として、埼玉未来大学のコンテンツを活用し、運動機能の測定や関係講座の放映等を実施したり、加齢で衰える口腔機能の維持・改善について啓発を行うスペースも整備されています。

これまでの待ち日数が短くなり、「予約が取れない」という不安がなくなるという期待が持てます。



埼玉県議会議員 **長峰秀和** 令和6年8月〈第5号〉

長峰秀和 ながみね ひでかず
県政報告

つながる「和」通信

長峰秀和事務所 TEL.049-285-3342 FAX.049-285-3389 発行 埼玉県議会自由民主党議員団

SAITAMAロボティクスセンター(仮称) 造成工事説明会開催

造成工事に着手するにあたり、県による地域住民の皆様に向けた説明会が、鶴ヶ島市大橋市民センター(集会室)にて8月3日に2回に分けて開催されました。



多くの方々が参加され、皆様の関心の高さを感じました。

- 説明会内容**
- ①SAITAMAロボティクスセンター(仮称)について
 - ②工事スケジュールについて(通行止め、工所用搬入路について含む)
 - ③質疑応答

●質疑応答《抜粋》

皆様からの主なご意見・ご要望と、県による説明は次の通りです。

●入居・利用する企業について。

▲企業等ははまだ決まっていない。募集は令和8年度当初あたりになる。20歳くらいが入居し、100名程度が開発・研究に従事すると想定している。また、人材育成的な機能も持たせていきたい。

●イノベーションセンターの建物色について、白だと眩しく感じる。

▲白やコンクリート色が基調になるが、距離があり眩しくはならないと思う。

●調整池の位置の見直しと道路からの景観の配慮を要望。

▲道路沿いへの長い形状からの見直しは行っている。道路沿いには緑地を設け景観にも配慮する。

●センター完成後の敷地内の通行について。

▲安全のため敷地内の自由な通行は考えていない。南側外周道路に歩道を設ける。そちらの利用をお願いしたい。

●南側外周道路にバス路線を含むバス停の整備を要望。

▲ご要望について、市と連携して検討していきたい。

●南側外周道路の開通時期について、早めの開通を要望。

▲今のところ全体工事の完成に合わせて開通と考えている。地元から早期開通の要望を受け、検討課題とする。

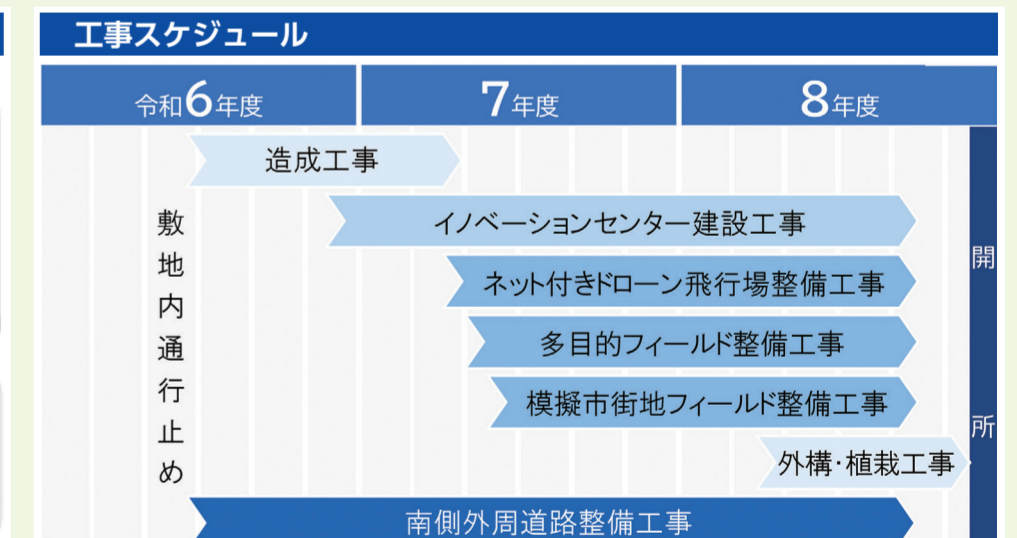
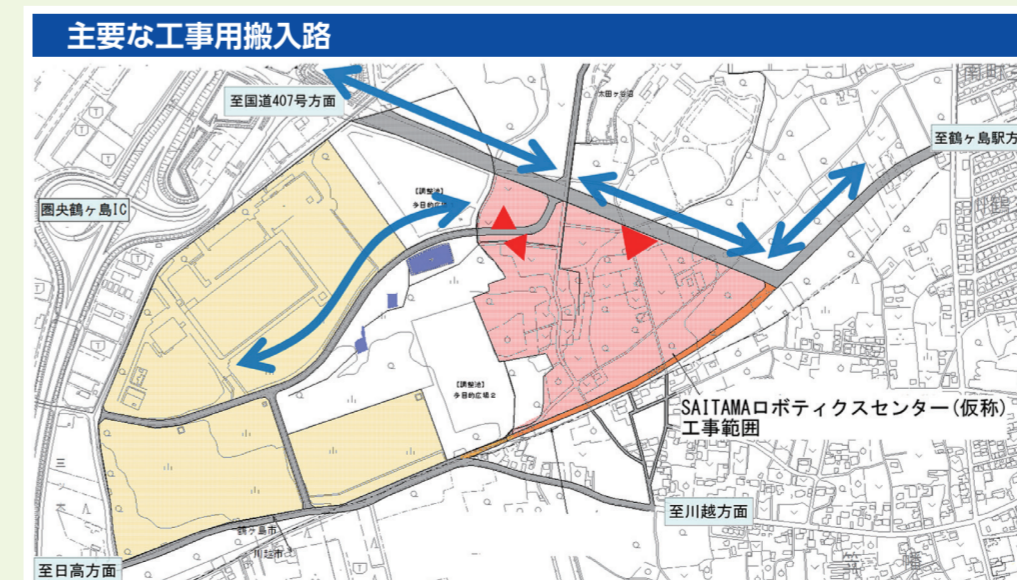
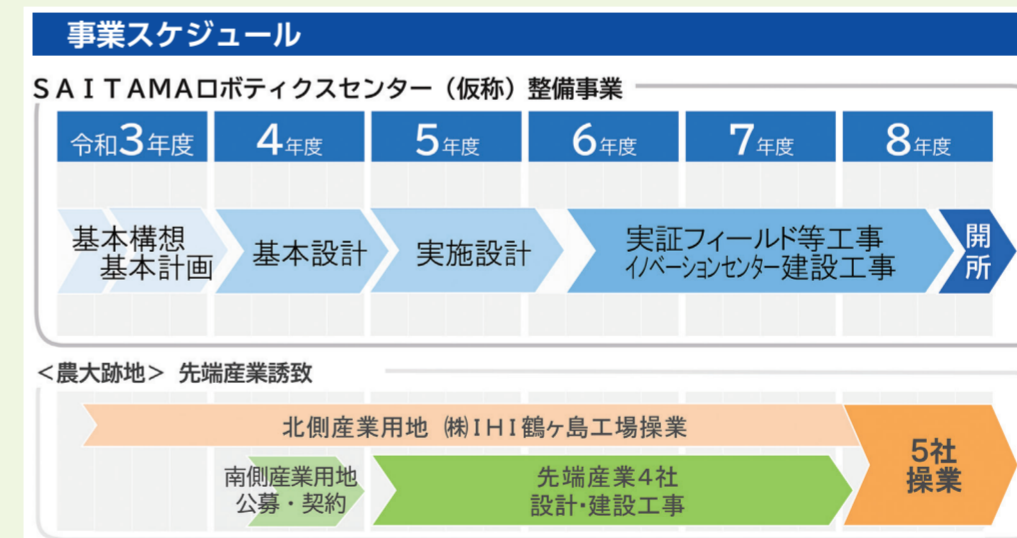
●生活道路への工事関係車両の進入について、安全対策を要望。

▲生活道路に工事車両が入らないように指導する。

●令和6年度の事業(センターの建設3か年継続事業第1年次)

サービスロボットの研究開発や実証権を行うための拠点施設(レンタルラボ、コワーキングスペース、屋内フィールド等)及び多様な実証実験が可能な屋外実証フィールドを整備する。

●拠点施設床面積: **約5,350㎡** ●総事業費: **83億4865万4千円**(令和6~8年度継続事業)





県議会6月定例会報告

県議会6月定例会は6月17日に開会し、地方税法等の一部改正に伴う条例の改正をはじめとする知事提出議案に加え、私ども自民党議員団が提出した不適切ヤードを規制するための「埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例」等を議決し、7月5日に閉会しました。

自民党議員団が提案

不適切なヤードを規制するための条例を提案・議決

近年、県内各地でヤードと呼ばれる再生資源物を屋外で保管する施設での騒音や異臭、また火災や積み上げられた資源の崩落などが問題になっています。私たち自民党議員団は、昨年秋から不適切なヤードを規制するために調査・検討を重ね、6月定例会において「埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例」を提案し全会一致で可決しました。

条例により、ヤードの設置は5年更新の許可制となり、許可申請の前には周辺住民への説明や、資源の保管場所のまわりに囲いを設けることなどが義務づけられます。また、無許可でヤードを設置した場合には1年以下の懲役または100万円以下の罰金、立ち入り検査を拒否した場合には30万円以下の罰金等が科せられます。



▲埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例の全文はこちら



委員会質疑報告

県議会6月定例会では総務県民生活委員、公社事業対策特別委員として、各委員会において質疑を行いました。その主な内容(一部抜粋)をご報告します。

総務県民生活委員会

県税条例の一部を改正する条例に関して

Q 埼玉県税条例の一部を改正する条例(第77号議案)に関して、外形標準課税の対象法人の要件が出ていました。資本金及び資本剰余金の合計額からすると、かなり大規模な会社であると考えますが、県内にどの程度あるのか、そして今回の改正によって、金額がどのくらい変わってくるのか伺います。

A 税務課長 この外形標準課税の対象法人ですが、外形標準課税の1億円から10億円の法人については、これまで外形から外れたのを抑止するという観点です。具体的には申し上げられませんが、県内に本店のある法人の外形標準課税の対象法人約350法人、収入額が約150億円です。さらに他県に本店がある法人まで含めると約3,200法人で収入額は700億円規模と、大変貴重な税源になっています。これをしっかり堅持するという観点での改正と考えます。

Q 埼玉県の税収入で、令和6年に関して企業の税収が堅調であることから、前年より少し増収で見込んでいます。今回の改正によって、ここまで来てる増収の傾向等に何らかの影響、将来的な影響は考えているのでしょうか？

A 税務課長 先の答弁に漏れてしまいました。50億円超の子法人については、約20億円ぐらいの増収を見込んでいるところです。

ご質問の将来的なところですが、法人事業税における外形標準課税というのは、40%で700億円が令和4年度の実績です。5年度、6年度と増収を見込んでいるのですから、しっかり堅持していかなければなりません。具体的には、この場では分からないところですが、いずれにしても、法人二税の安定した確保という観点で非常に重要な制度だと思っています。



▲総務県民生活委員会での質疑の様子(7月7日)

公社事業対策特別委員会

県の公社指導及び産業振興公社の経営状況について

Q 県の公社指導について伺います。埼玉県指定出資法人経営評価委員会からの意見を聴いたり、新たに埼玉県市指定出資法人あり方検討委員会を設置とありますが、この意味合いについてご説明ください。

次に産業振興公社についても、経営指標が5つあります。5つの目標指標全て達成されていますが、財務実績がマイナスになっている理由を伺います。

A 行政デジタル改革課長 本県では、平成16年に指定出資法人の在り方について大きな見直しを行い、その後は、出資法人の指導監督等に関する要綱に基づき、毎年度、必要な指導や関与を行ってきました。しかし、昨今デジタル技術の進展など社会経済情勢が大きく変化したこともあり、指定出資法人においても、時代の変化に応じた見直しが必要になってくると認識しています。

委員ご指摘の経営評価委員会を設置し、経営に関して、知識経験を有する方々から、県に対し指定出資法人が、毎年度、経営改善を図るために必要な意見を頂くということで、法人の経営改善等の取り組みを促進したところです。

また、あり方検討委員会についても、今年度新たに設置し、自主事業そのものの必要性や効果的な執行体制がどのようになっているかと、事業組織の在り方について改めて検討を行うとしたところです。法人がすぐれた形態になるように、適切に指導してまいりたいと思っています。

A 産業振興公社理事長 令和5年度の5つの経営指標は全て達成しました。大きいのは昨年の5月に、新型コロナが5類に移行したこと。それから人の移動が非常に活発になったこと。例えば、研修の人数が非常に増えたことが一つあります。それから、マッチング件数にしては「彩の国ビジネスアリーナ2024」にたくさんの出展を頂き、マッチング数が非常に増えたところです。

しかるに赤字の実数は828万円ですが、まだまだ足りないということです。経費の削減もしていますが、まだ足りない。今後、DX化をさらに推進するということと、自主事業の研修やビジネスアリーナについて、その収入増と費用の見直しで、収支相償に向けて頑張ります。

Q 埼玉県指定出資法人経営評価委員会の意見等、既に取り組んでいると思いますが、経営委員会の中で実際どういった内容の指導があったのかお聞かせください。

産業振興公社に関して、経営目標の数値自体を上げて、実際の財務実績と経営目標上の数字を一致させたほうが、報告書としてはより精度が上がるのではないかと思います。いかがでしょうか？

パブリックコメントを実施しました。

こども基本条例(案)の制定を目指しています。

現在、私が所属する自民党議員団の「こどもまんなかプロジェクトチーム(PT)」は、「県こども・若者基本条例(案)」の制定に向け準備を進めています。

同条例の骨子(案)には、子ども政策に子どもたちの意見が反映される仕組みづくりや、子どもたちから意見を引き出す人材の育成・確保に取り組むことを掲げています。また、子どもが安心して過ごせる居場所づくりや、保護者への切れ目のない支援など、施策の方向性も示しています。

自民党議員団では7月8日から8月7日までパブリックコメントを募集しました。皆様から頂いた貴重なご意見は、後日、自民党議員団HPでお知らせする予定です。(https://kengidan.jimin-saitama.net/) なお、9月定例会での同条例(案)提案を目指しています。



▲6月20日、こどもまんなかプロジェクトチーム(PT)で、松伏町の認定こども園こどものもりを訪れ、若盛圭恵理事長らと条例(案)について意見交換を行いました。訪問したメンバーは写真右から、蓮澤圭一郎県議(三郷市)、私、金子裕太郎議(鴻巣市)。



▲*こども・若者基本条例(案)の詳細はこちら

条例の概要

- 1. 施行日** 令和7年1月1日
- 2. 対象者** 屋外で金属、プラスチックを保管及び破砕、切断、圧縮等をする事業者
- 3. 規制内容**
 - ①許可申請 事業を行うのに知事の許可が必要。(事業場の敷地面積が100㎡以下の場合を除く)
 - ②許可期間 5年間。その後、5年毎に許可更新が必要。
 - ③主な許可基準
 - A 保管場所の周囲に囲いが設けられていること。
 - イ 保管物の荷重が直接囲いにかかる場合には、荷重に対して構造耐力上安全であること。
 - ウ 保管場所等から汚水、油が流出し地下に浸透するおそれがある場合は、保管場所の底面が不透水性の材料で覆い、油水分離装置、排水溝等の設備が設けられていること。
 - ④主な保管基準
 - A 積み上げられた保管物の高さが規則で定める高さを超えないようにすること。
 - イ 火災の発生または延焼を防止するため規則で定める措置を講ずること。
 - ウ 騒音又は振動によって生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること。
 - エ ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置を講ずること。

埼玉県こども・若者基本条例(骨子案)の各条のポイント

- ◎目的(1条)、基本理念(3条)、責務・役割規定(4～9条) ※定義(2条)は省略
- 1条 こども・若者が有する権利を保障し、こども・若者が主体性を持って、自分らしく健やかに幸せに成長することができるとともに、保護者・養育者等も子育て・子育てに希望や喜びを感じ、幸せに過ごすことができる社会の実現を目指すことを規定
- 3条 こども・若者について、個人として尊重され、基本的人権が保障され、差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、意見を表明する権利などのこども・若者が有する権利の保障を規定し、社会全体で子育て・子育てを支えていくことを規定
- 4～9条 基本理念を踏まえ、県の責務、保護者・養育者、学校・園等、事業者、民間支援団体、県民の役割を規定
- ◎こども計画(10条)、体制整備(11条)、意見聴取(12条)、情報提供(13条)、理解促進(14条)
- 10条 計画策定段階から、こども・若者を含めた県民の多様な意見を聴取・反映。施策実施後には、実施状況を検証するとともに、その結果を議会に報告し、公表
- 11条 県において横断的・一体的に連携した実施体制、相談体制、関係機関及び民間支援団体等の有機的な連携等の整備
- 12条 施策の策定・実施・評価にあたり、こども・若者、保護者・養育者等からの意見聴取、こども・若者等の意見表明を支援する人材の育成確保
- 13条 こども・若者の視点に立ったわかりやすい情報提供
- 14条 こども・若者が自らが有する権利に関心を持ち、理解できるとともに、権利が侵害された場合の対処方法を学ぶことができることを規定など
- ◎安全・安心の確保(15条)、居場所づくり(16条)、心身の発達成長(17条)、主体的な学び(18条)、保護者・養育者支援(19条)
- 15条 こども・若者の安全・安心の確保と、犯罪、事故、性暴力、虐待、貧困、いじめ、体罰等の危害から守るために必要な施策など
- 16条 こども・若者のための多様な居場所づくりの推進と、居場所づくりへのこども・若者の意見表明・参画
- 17条 こども・若者の心身の成長・発達のための環境整備と、特に性の問題について、こども・若者の年齢・発達程度に応じた支援を規定
- 18条 こども・若者の興味・関心に応じて主体的に学ぶことができる機会の確保、体験・遊びを通じた質の高い教育・保育、自然・社会・職業・文化芸術体験への参加、キャリアコンサルティング、就業機会の確保の支援等に関する必要な施策の実施
- 19条 保護者・養育者等への妊娠・出産・子育て期の各段階に応じた切れ目のない支援、雇用環境・住環境等の整備、ひとり親支援など
- ◎財政措置(20条) 20条 施策を推進するための財政上の措置等を講ずることを規定